

農業委員・農地利用最適化推進委員の女性登用等に関する申し合わせ決議

平成28年4月に改正農業委員会法が施行され、令和3年度には全国すべての農業委員会が新制度移行後2回目の改選が行われました。同法では、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないことが明記されています(第8条第7項)。全国農業委員会女性協議会としても「女性が一人も登用されていない農業委員会の解消」、「一農業委員会あたり複数の女性の選出」を目標に首長への要請活動等を実施してきました。

その結果、全国で女性の農業委員が2,875人(改選前:2,758人)、農地利用最適化推進委員が558人(改選前:448人)、合計3,433人の女性が登用され、改選前と比べて0.6%の増員につながっています。しかし、令和2年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、女性の農業委員の登用率を早期(令和5年度まで)に20%を達成するよう目標が定められています。女性ならではの視点で「農地利用の最適化」の現場活動を推進していくためには、これまで以上に女性の登用活動に取り組んでいくことが重要です。

したがって、下記の事項について申し合わせ、目標の達成および「農地利用の最適化」が十全に進んでいくよう、ここに決議します。

記

1. 女性の農業委員・推進委員の具体的な登用目標を決めよう

- ① 女性の農業委員がゼロの委員会は必ず1人は登用する。
- ② 女性の推進委員も1人は必ず登用する。

などの各農業委員会が置かれた状況に応じて目標を明確にすること。

特に「農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について」(令和3年8月19日付農林水産省経営局長・農村振興局長通知)に基づいて市町村長が設定した目標が地域の実態に即しているか確認すること。

2. 女性の農業委員・推進委員の登用に向けて、関係機関等へ積極的に働きかけよう

- ① 市町村長及び市町村議会議長に女性登用の重要性を理解してもらうよう改正農業委員会法の趣旨の周知等の対策を講じること。
- ② 農業委員会の会長に女性登用の必要性を訴えること。
- ③ 地域段階で農業や関連分野に携わる女性との課題共有を行うこと。

3. 農業委員会の女性組織として積極的な推薦を実施しよう

地域に推薦母体がない候補者については、全国段階・都道府県段階の女性組織が推薦書を提供し、積極的に推薦する取り組みを行うこと。

4. 次代の農業委員・推進委員の掘り起こしに取り組もう

- ① 地域で奮闘している女性の農業者に対して次代の農業委員・推進委員に就任いただける気運づくりに取り組むこと。
- ② 農業の関連分野で活躍している女性の掘り起こしに取り組むこと。
- ③ 農業委員会の活動を地域の女性に周知するような取り組みを行うこと。

以上

令和4年1月12日

第12回全国農業委員会女性協議会総会